



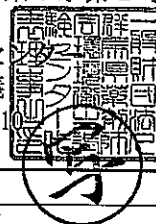
浄水水質検査結果書

No. 25-WA-337

令和 7 年 4 月 16 日

嬬恋村長 様
令和 7 年 4 月 7 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人
群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
代表理事 天 田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	嬬恋村第2上水道				
水源名称					
採水場所	嬬恋の里事務所				
水道種別	上水道	採水日時	令和 7 年 4 月 7 日 9 時 30 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 宮崎 敦司		
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (℃)	12.1	水温 (℃)	7.2
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.20
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下			
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下			
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下			
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブromジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブromホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下			
ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下			
塩化物イオン	1.5 mg/L	200mg/L以下			
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.2未満 mg/L	3mg/L以下			
pH値	7.1	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.5未満 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照					
総トリハロメタンとは、クロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です					
検査期間	令和7年4月7日 ~ 令和7年4月11日		検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史	

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



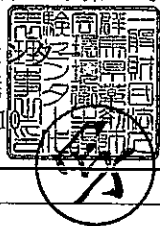
浄水水質検査結果書

No. 25-WA-338

令和 7 年 4 月 16 日

嬭恋村長 様
令和 7 年 4 月 7 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人
群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
代表理事 天 田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	嬭恋村第3上水道				
水源名称					
採水場所	第1浄水場内				
水道種別	上水道	採水日時	令和 7 年 4 月 7 日 9 時 50 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 宮崎 敦司		
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (℃)	8	水温 (℃)	7.7
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.30
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下			
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下			
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下			
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下			
ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下			
塩化物イオン	3.3 mg/L	200mg/L以下			
蒸発残留物	111 mg/L	500mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2未満 mg/L	3mg/L以下			
pH値	7.2	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.5未満 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照					
総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和です					
検査期間	令和7年4月7日 ~ 令和7年4月11日		検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史	

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-339

令和 7 年 4 月 16 日

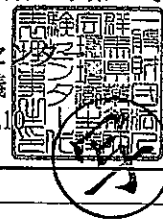
嬬恋村長

様

令和 7 年 4 月 7 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
代表理事 天 田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地



水道名称	田代簡易水道				
水源名称					
採水場所	消防詰め所				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 4 月 7 日 10 時 50 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 美奈子		
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (℃)	9.6	水温 (℃)	7.7
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.30
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下			
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下			
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下			
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下			
ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下			
塩化物イオン	1.1 mg/L	200mg/L以下			
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.2未満 mg/L	3mg/L以下			
pH値	7.5	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.5未満 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
一 以下余白 一					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

検査期間	令和7年4月7日 ~ 令和7年4月11日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-340

令和 7 年 4 月 16 日

嬬恋村長

様

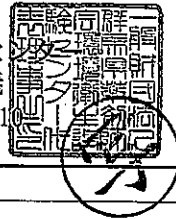
令和 7 年 4 月 7 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	上ノ貝簡易水道				
水源名称					
採水場所	黒岩靖宅				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 4 月 7 日 10 時 30 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 爽真		
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (°C)	10.1	水温 (°C)	7.5
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.2
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下			
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下			
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下			
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下			
ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下			
塩化物イオン	1.0 mg/L	200mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2未満 mg/L	3mg/L以下			
pH値	6.9	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.5未満 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

検査期間	令和7年4月7日 ~ 令和7年4月11日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



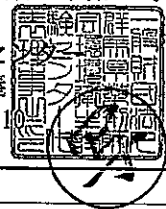
浄水水質検査結果書

No. 25-WA-341

令和 7 年 4 月 16 日

嬬恋村長 様
令和 7 年 4 月 7 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人
群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
代表理事 天 田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	干俣簡易水道						
水源名称							
採水場所	消防詰め所						
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 4 月 7 日 9 時 55 分				
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 爽真				
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (℃)	11.6	水温 (℃)	8	遊離残留塩素 (mg/L)	0.1
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号						

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下			
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下			
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下			
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下			
ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下			
塩化物イオン	3.1 mg/L	200mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2未満 mg/L	3mg/L以下			
pH値	6.8	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.5未満 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

検査期間	令和7年4月7日 ~ 令和7年4月11日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



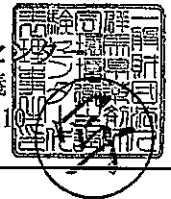
浄水水質検査結果書

No. 25-WA-342

令和 7 年 4 月 16 日

嬭恋村長 様
令和 7 年 4 月 7 日 にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人
群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
代表理事 天 田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	大前簡易水道				
水源名称					
採水場所	役場				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 4 月 7 日 11 時 20 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 美奈子		
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (℃)	12.3	水温 (℃)	10.4
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.40
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
フッ素及びその化合物	0.36 mg/L	0.8mg/L以下			
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下			
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下			
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下			
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ジブromクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブromジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブromホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下			
ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下			
塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下			
蒸発残留物	126 mg/L	500mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2 mg/L	3mg/L以下			
pH値	7.0	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.5未満 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和です

検査期間	令和7年4月7日 ~ 令和7年4月11日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-343

令和 7 年 4 月 16 日

嬭恋村長

様

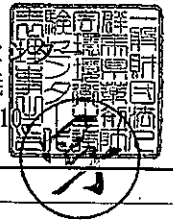
令和 7 年 4 月 7 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	中原山梨簡易水道				
水源名称					
採水場所	中原公民館				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 4 月 7 日 9 時 50 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 美奈子		
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (℃)	11.4	水温 (℃)	9.3
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.20
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	5.8 mg/L	10mg/L以下			
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下			
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下			
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下			
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下			
ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下			
塩化物イオン	8.9 mg/L	200mg/L以下			
蒸発残留物	155 mg/L	500mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2未満 mg/L	3mg/L以下			
pH値	7.1	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.5未満 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

検査期間	令和7年4月7日 ~ 令和7年4月11日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



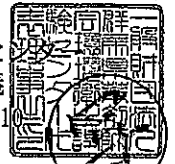
浄水水質検査結果書

No. 25-WA-344

令和 7 年 4 月 16 日

嬬恋村長 様
令和 7 年 4 月 7 日 にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人
群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
代表理事 天 田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	古永井簡易水道				
水源名称					
採水場所	(有) 清紫園				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 4 月 7 日 10 時 30 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 美奈子		
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (°C)	10.5	水温 (°C)	6.6 遊離残留塩素 (mg/L) 0.30
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下			
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下			
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下			
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下			
ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下			
塩化物イオン	1.1 mg/L	200mg/L以下			
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.2未満 mg/L	3mg/L以下			
pH値	7.6	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.5未満 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
一 以下余白 一					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

検査期間	令和7年4月7日 ~ 令和7年4月11日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



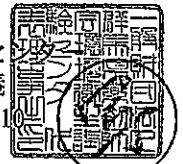
浄水水質検査結果書

No. 25-WA-345

令和 7 年 4 月 16 日

嬭恋村長 様
令和 7 年 4 月 7 日 にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人
群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
代表理事 天 田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	仁田沢簡易水道				
水源名称					
採水場所	住民センター				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 4 月 7 日 10 時 10 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 爽真		
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (°C)	10.3	水温 (°C)	7.8
				遊離残留塩素 (mg/L)	0.2
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下			
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下			
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下			
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下			
総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下			
トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下			
ブロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下			
ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下			
塩化物イオン	0.8 mg/L	200mg/L以下			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2未満 mg/L	3mg/L以下			
pH値	6.8	5.8以上8.6以下			
味	異常ではない	異常でないこと			
臭気	異常ではない	異常でないこと			
色度	0.5未満 度	5度以下			
濁度	0.1未満 度	2度以下			
— 以下余白 —					

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

検査期間	令和7年4月7日 ~ 令和7年4月11日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

No. 25-WA-346

令和 7 年 4 月 16 日

万座簡易水道組合

様

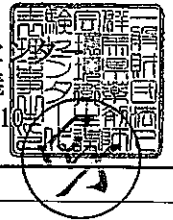
令和 7 年 4 月 7 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第 2 号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	万座簡易水道				
水源名称					
採水場所	万座自然情報館駐車場				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 7 年 4 月 7 日 10 時 20 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 熊川 彰仁		
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温 (℃)	27	水温 (℃)	7.9 遊離残留塩素 (mg/L) 0.45
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

検査項目	検査結果	水質基準	検査項目	検査結果	水質基準
一般細菌	0 CFU/mL	100CFU/mL以下	総トリハロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 mg/L	0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.00005未満 mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.001未満 mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008未満 mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.03 mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.004未満 mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	0.01未満 mg/L	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	2.8 mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.1未満 mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.05未満 mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	1.3 mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	0.1未満 mg/L	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	20 mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	0.0002未満 mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	67 mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.005未満 mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満 mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満 mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満 mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.005未満 mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	0.0005未満 mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2 mg/L	3mg/L以下
塩素酸	0.06未満 mg/L	0.6mg/L以下	pH値	6.7	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.02mg/L以下	味	異常ではない	異常でないこと
クロロホルム	0.001未満 mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常ではない	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.002未満 mg/L	0.03mg/L以下	色度	0.5未満 度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.001未満 mg/L	0.1mg/L以下	濁度	0.1未満 度	2度以下
臭素酸	0.001未満 mg/L	0.01mg/L以下	— 以下余白 —		

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

総トリハロメタンとは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和です

ジェオスミンとは、(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルテトラリン-4a(2H)-オール

2-メチルイソボルネオールとは、1, 2, 7, 7-テトラメチルシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

検査期間	令和7年4月7日 ~ 令和7年4月15日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(最終改正 令和2年3月25日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。